

生涯スポーツ振興等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、スポーツ振興法(平成23年法律第78号)に基づき、本県体育、スポーツ及びレクリエーションの振興に寄与するため、公益財団法人埼玉県スポーツ協会(以下「補助事業者」という。)が行う生涯スポーツ振興等事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象事業等)

第2条 補助対象者が行う生涯スポーツ振興等事業(以下「補助事業」という。)のうちスポーツ総合センターの運営に要する経費(以下「補助対象経費」という。)とする。

(交付申請書の様式等)

第3条 補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)第4条第1項の交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 交付申請書には、事業の内容及び経費の内訳を説明する書類を添付するものとする。

(交付決定通知書の様式)

第4条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第5条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(補助事業の内容の変更等)

第6条 補助事業者がやむを得ない事情により補助事業の内容を変更するとき、又は事業を中止するときは、変更交付申請書を速やかに知事に提出し、変更交付決定を受けなければならない。

2 変更交付申請書の様式は、様式第3号のとおりとし、事業内容の変更又は中止を説明する書類を添付するものとする。

3 変更交付決定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(実績報告書の様式等)

第7条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

- 2 実績報告書には、補助事業の成果及び経費の内訳を説明する書類を添付するものとする。
- 3 実績報告書の提出時期は、補助事業の完了の日後30日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

(額の確定通知書の様式)

第8条 規則第14条の額の確定通知書の様式は、様式第6号のとおりとする。

(補助金の請求)

第9条 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、様式第7号の請求書を知事に提出するものとする。

- 2 概算払にあつては、第4条の交付決定通知書を、精算払にあつては、第8条の額の確定通知書を受理した後、請求するものとする。

(財産の管理)

第10条 補助事業者は、補助金により取得した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 前項により取得した財産のうち、第11条第2項に定める財産については、様式第8号により財産管理台帳を作成しておかなければならない。

(財産処分の制限)

第11条 規則第19条ただし書に規定する知事の定める期間は、事業完了(当該財産の取得)後、原則として5年とする。

- 2 規則第19条第2号に規定する知事が定めるものは、1個又は1組5万円以上のものとする。

(加算金及び延滞金)

第12条 知事は、規則第18条第1項の規定により補助金の返還を命じたときは、補助金の受領日から納付日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を当該補助金に加えた金額を納付させるものとする。

- 2 知事は、補助金の返還を命じた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付させるものとする。ただし、延滞金が

100円未満の場合及びその他のやむを得ない事情により延滞金が生じた場合は、補助事業者の申請に基づき、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

- 3 前項の規定により延滞金の免除を受けるためには、補助事業者は、様式第9号の申請書を知事に提出しなければならない。

(書類の整備等)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事情を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収支についての証拠書類を整理保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第14条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附則

この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4年 9月 1日から施行する。